

山田町緊急雇用創出事業委託
に関する第三者調査委員会

報 告 書

【概 要 版】

【 目 次 】

- I NPO 法人「大雪りばあねっと。」と山田町
- II 「御蔵の湯」と㈱オール・ブリッジ
- III 平成 23 年度末に破たんしていた
- IV 山田町が契約を打ち切るまで
- V 乱脈経理の実態と不適切な経費支出
- VI 論点整理
- VII 提 言

委員長	宮 健
委 員	植田 眞弘
委 員	横道二三男

この報告書概要版は、「山田町緊急雇用創出事業委託に関する第三者調査委員会」（以下「第三者委員会」と略称）の調査及び検証の結果をまとめた報告書（25年4月2日に山田町に提出）の概要版である。

山田町が制定した「第三者調査委員会設置要綱」の「所掌事務」の項には、「委員会
は、次に掲げる事務を所掌する」として、以下の3項目が示されている。

- (1)事業の実施内容や経理内容その他受託者が行った事業に関する調査及び検証
- (2)事業の委託に係る庁内の対応に関する調査及び検証
- (3)町に対し、事業に係る問題の対処のあり方に関する提言を行うこと

上記の所掌事務を忠実に果たすため、委員会の開催（3回）をはじめ、山田町役場担当課との合同勉強会、打合せ会などを開催し、さらに委員が個人的に関係者に面談した結果なども踏まえて報告書をまとめた。

これまで委員会の場や、その他の機会に面談したのは、山田町前町長、前副町長、前総務課長、現役の山田町職員をはじめ、岩手県職員、岩手県社会福祉協議会役職員、山田町社会福祉協議会役員、「大雪りばあねつと。」（以下「りばあねつと」と略称）に売掛金・未収金を有する会社の役員、緊急雇用創出事業の元・被雇用者などであり、その総数は約20人に及ぶ。

「りばあねつと」代表理事・岡田栄悟氏や、山田町災害復興支援隊副隊長・橋川大輔氏にも委員会への出席を要請したが、両氏らの代理人である溝呂木法律事務所の弁護士・溝呂木雄浩氏から、当方が指定した日時での出席はできかねるとの通知を受け、面会の機会が得られなかったのは、まことに残念であった。ただ、橋川氏とは、第三者委員会とは別の機会に、一度だけ面談する機会があったことも報告しておきたい。

また、経理内容等の精査については、山田町職員が平成24年11月26日以降に行った調査内容や、23年度及び24年度の実績報告書などを中心に行った。山田町職員の調査においても、経費の支払いを証する領収証などの関係書類がなかったものが多数あったとの報告を受けた。さらに、「代理人である弁護士の了解なしには資料を提出できない」と拒否されたこともあって、その後の調査は難航を極めた。

以上のような事情から、いわゆる「使途不明金」などを特定するまでには至らなかった。その理由は、領収書等支出を証する書類との突合ができないことと併せて、銀行預金からのキャッシュカード等による現金引き出しが多数あり、持ち帰った現金の入金・出金を管理すべき「現金出納帳」が存在しないことなど、杜撰な経理処理があったためである。

さらに、岡田氏の個人口座への振り込みが多数あり、その支払い理由は「立替金の精

算」というだけで、「何の支払いに使ったのか」を証する書類がないものが含まれていることなども判明した。この点については、岡田氏本人から支払いを証する書類の提出がなければ、「使途不明金」とされても致し方ないものと思われる。

このような団体（岡田代表）に12億円を超える大金（平成23年度4億3千万円余、24年度7億9千万円余）を委ねた山田町の前町長・前副町長ら当時の幹部職員の対応には、理解しがたいものがある。

なお、報告書そのものは全体で60ページである。

I NPO法人「大雪りばあねっと。」と山田町

岩手県社会福祉協議会への1本の電話（23年3月26日）に始まる「りばあねっと」と山田町の関係（3月27日～）について、時系列的にまとめてみると、以下のとおりである。

23年3月26日	県社協への電話（担当者は「山田町」について情報提供した）。
27日	山田町社協に岡田氏ら3人。町役場に案内し町長、副町長に紹介。
28日	山田町災害対策本部会議に岡田氏を参加させる。
4月1日	岡田氏らにケビンハウスを無償で使用許可。
4月9日	山田町ボランティア・センター開設。岡田氏副センター長に就任。
5月2日	県社協専務、県地域福祉課総括課長ら山田町へ。町長らに「りばあねっとが高額商品を無断で購入したり、他のボランティアとのトラブル等があり撤退させてはどうか」と忠告（町長は無視）。同日、町は岡田氏に以下の辞令交付をしている。・町災害対策本部本部員委嘱、・町沿岸域捜索担当主幹、・町物資センター主幹。本人から履歴書の提出がない（求めたが「後で・・・」とのこと）。
5月20日	「りばあねっと」に緊急雇用創出事業を委託。7人雇用、事業費15,000千円（物資センターの業務）。契約に際し「りばあねっと」の定款、実績報告書等の提出なし。旭川市への実績報告書では、22年度の事業収入6,433千円。貸借対照表がでたらめ。岡田氏は会計知識に疎いことがわかる。このことが後々、管理能力不足、放漫経営につながっていく。
6月10日	変更契約 33人 91,612千円
8月22日	変更契約 90人 211,503千円
9月30日	岡田氏を山田町復興支援参与に。受託側の代表者を町の幹部にすることにクレームがつき、24.2.1に復興支援アドバイザーに。
12月20日	変更契約 148人 261,503千円
24年1月25日	変更契約 148人 430,593千円（23年度の最終契約）
3月31日	多額（2億円超？）の未払金を残したまま年度を終える。

（以下は後述）

【問題点】

- ① 身元も確認しないまま次々に重用していった（履歴書等未徴収）。
- ② 災害復興会議への参加、ケビンハウスの無償使用許可なども疑問。
- ③ 5月2日の県社協専務らの忠告が無視された。
- ④ NPO法人としての実績なども確認せずに緊急雇用創出事業を委託した。
- ⑤ 148人雇用、430百万円の事業費委託にふさわしいNPOか、岡田氏の「現場力」だけでなく「管理能力」「総合力」「人間力」が問われるべき。

Ⅱ 「御蔵の湯」と(株)オール・ブリッジ

7月頃に上場会社アイシン精機（トヨタ系上場企業）から県内被災地に給湯施設の無償供与の提案があった。他の市町村が辞退するなか、町は受け入れを決定した。この経緯については役場に書類が残っていない。

7月中旬に自衛隊が撤退し、仮設浴場が閉鎖された。避難所生活者のために、「りばあねっと」が仮設浴場を旧山田高校敷地内に設置した。岡田氏は、アイシン精機の話に取り組むよう「町長から特命」があったと述べている。これがのちに「御蔵の湯」として実現することとなった。

緊急雇用創出事業では「建設・土木業でないこと」「50万円以上の財産取得はできないこと」「新規雇用の人件費が総事業費の2分の1以上であること」などの制約がある。

岡田氏は県（宮古地方振興センター）の職員から、「リース料」「材料費」「組立費」の組み合わせならできると言われたと述べているが、確認はできない。岡田氏は、「リースならやれる」と言われたので(株)オール・ブリッジを設立したと言っているが同社の設立が23年8月3日であること、事業目的に「浴場施設のリース」がないことから、浴場施設リースのための会社設立とは言い難い。

なお、24年4月13日にオール・ブリッジの所在地を、石川県に移転しているが、その意図もよく分からない。

しっかりした計画もないままに10月12日に盛岡市の工事会社に御蔵の湯の工事を発注している（発注者は「りばあねっと」）。工事費は139百万円余。23年度内に42,766千円余を、「りばあねっと」から直接工事会社に支払っている。

「リースならやれる」と誰が言ったのかはわからない。ただ、岡田氏が県職員の個人名まで上げていることから見ても、県職員の示唆があったと疑われる。むしろ相談を受けた県職員が「緊急雇用創出事業では浴場の設置・運営は無理だ」と言ってくれば、その後の混乱は避けられたのではないか。

また、前町長ら町の幹部が、「県の確認を得ている」という岡田氏の言を単純に信じるのではなく、県に「本当に大丈夫か」と電話1本入れていけば防げたことでもあった。町の担当課長（当時）は、「上（町長・副町長）が決めたことだ」と言い、前町長・副町長らは、逆に担当課長の「岡田氏から県の確認をとっていると聞いている」との言を信じていた。

ともあれ、23年12月26日に御蔵の湯の落成式を開催。（開業は翌日）

来賓名簿には宮古地域振興センター長の名前もある（代理出席）。

なお12月28日、給与規定にはない賞与5,695千円（89人）を支払っている。年度末に資金枯渇が予想される中での賞与支払いは信じがたい。

一方、「オール・ブリッジ」は24年3月期の決算をしていないことも判明している。決算書も作らず、法人税の納税申告もしていない。事業税（県税）の「均等割」は納付した模様である。

会社を石川県に移転したオール・ブリッジの所轄税務署は小松税務署である。

【問題点】

- ① 前町長、前副町長も岡田氏の「県の確認を得ている」という言を信じた。
- ② 工事費を「りばあねっと」が直接払っていることは、「財産取得」になる。
- ③ 工事費の42百万円余が後で県から指摘されたが、結局うやむやになった。
- ④ B&G やケビンハウスの改装工事147百万円もある。
- ⑤ 御蔵の湯の所有者が「オール・ブリッジ」とすれば、「りばあねっと」が施設を贈与したことになる。駅裏仮設商店街の所有者もよくわからない。
- ⑥ 解体費用をリース料に含めるというが、綿密に計画された形跡はない。

Ⅲ 23年度末に破たんしていた

「りばあねっと」から提出された「実績報告書」で、3月分の人件費や延滞していた保険料など45百万円ほどの支払い予定日が、年度を越えた4～5月となっている。これは通常のパターン（給料は翌月15日払い）であり、それ自体は問題ではない。ただし、官庁会計は単年度主義が原則であるから、未払い分は前年度の補助金で精算されるべきものである。

ところが、24年3月末の「りばあねっと」の預金通帳残高は100万円ほどしかなく、人件費その他の「未払金」（2億円超か？）を精算するべき資金が残っていなかった。23年度末にこの事業は破たんしていたことになる。

その大きな理由は、御蔵の湯の工事費支払いなどが影響したと見られる。

ところが、24年4月13日に県の完了検査が終了し、同日、山田町は新年度の補助金のうち、3億90百万円を「りばあねっと」の口座に振り込んでいる。

「りばあねっと」はこのうち、108,548千円を「オール・ブリッジ」の預金口座に振り込み、この資金から42,000千円が「りばあねっと」の口座に振り込まれ、人件費その他23年度末の「未払金」の支払い等に当てられた。

【問題点】

- ① 3月分の人件費の支払い資金が残っていないことに気がつかなかった。
- ② 人件費以外にも御蔵の湯の工事費未払いなど、多額の未払金があり、すでにこの時点で本事業は破たんしていたと見られる。
- ③ 4月13日に24年度補助金のうち3億9千万円を前金として交付し、この資金の多くが「未払金」の支払いに向けられた。
- ④ 県の完了検査も「未払金」のことを見逃したまま終わっている。

IV 町が委託契約を打ち切るまで

平成24年度に入ってから、山田町が「りばあねっと」への委託契約を打ち切るまでの経過と問題点を述べる。

24年 4月 1日	事業費7億91百万円で「りばあねっと」と委託契約
4月 13日	23年度事業についての県の完了検査終了。第1回資金交付3億9千万円。
7月 13日	第2回資金交付2億円
7月 26日	山田町監査委員から一部不備の指摘あり。町の調査開始。
8月 8日	町による「りばあねっと」のヒアリング調査。20日も。
9月 1日	役場職員2人を山田町防災支援センターに常駐させる。
9月 4日	第3回資金交付3千万円。
10月 9日	第4回資金交付1億7千万円余（最終）
10月 18日	宮古地域振興センターの調査始まる（県議からの質問等）
11月 28日	岡田氏から「お金を使い切った」と町に申し出があった。
12月 6, 10, 21日	町議会全員協議会で事業費使い切り問題協議。全議員の賛同が得られなかったので補正提案は見送られた。
12月 22 ～28日	県商工労働観光部、振興センター、町合同調査
12月 25日	「りばあねっと」が137人を解雇。
25年 1月 18日	町が「りばあねっと」への委託事業を打ち切る。

山田町監査委員、県議からの質問事項は、不適切な経費の使い方についての具体的な内容であり、町は岡田氏、橋川氏を呼んでヒアリングし、回答を求めるも、資料の提出については約束が果たされないなど「りばあねっと」側の態度は不誠実だった。支払いを証する書類が存在しないものもあり、調査ははかばかしくなかった。

「りばあねっと」側の弁護士の登場もあり、調査は限定的になった。

【問題点】

- ① 県の23年度完了検査が中途半端のまま（多少の疑問の中）完了した。
- ② 町監査委員、県からの調査に対し、岡田氏らの対応は誠実を欠くものであった。
- ③ 県・町の合同調査なども実施したが、書類の提出なども限定的であり、「りばあねっと」に誠意が見られなかった。

V 乱脈経理の実態と不適切な経費支出

「りばあねっと」の預金通帳のコピーを見ると、カードによる現金引き出しなどが多く、現金出納帳がないことから、持ち帰った現金がどのように使われたのかが不明なものが多数あった（科目別の「元帳」はある）。

「その他人件費」（「りばあねっと」側）対象者5人のうち、2人は山田町で経理事務等担当（内1人は岡田氏の妻）、他の3人は旭川市在住で直接緊急雇用創出事業に携わっていないと見られる。なお、3人のうち1人は岡田氏の母、他の2人（母と娘）も岡田氏と親交のある人物の模様。これら3人の24年4～12月の給与等は7百万円余である。

山田町における「りばあねっと」の事務局には、副隊長の橋川氏が無給で常駐していたが、すべての指示は岡田氏から、口頭で出されていた。ここにも乱脈経理の原因があったと見られる。

給与規定には基本給のほかに諸手当（10数項目）があるが、規定にないままに支払っていたもの（23年12月の賞与等）もあり、不適切な支出もある。結局今回の町の検査（24年度）では、人件費支払い実績261,996千円のうち、23,374千円が「不適切」とされた（その後、県の完了検査があった）。

人件費以外では、御蔵の湯の建設に係る「リース費」の多くが不適切な支出（「リース費」全体で4億円弱）になった。「御蔵の湯」が命取りになったことが明白である。

さらに、北海道など遠隔地で実施された研修・視察などに係る「旅費交通費」も不適切なもの（航空運賃、宿泊費、タクシー代、高速料、燃料費など）も多く、リース費に

比べれば金額は小さい（4百万円程度）ものの、乱脈経理の実態を窺い知ることができる。

結局、人件費、その他経費合わせて、町が不適切としたのは4億4千万円ほどであったが、その後の県の完了検査により、県は山田町に4億8千万円余の返還を求める事態になった。

【問題点】

- ① 事務所に「現金出納帳」の備え付けがないなど、経理事務の基本を欠く。
- ② 勤務実態のない者への給与支払いなど人件費の使い方にも問題があった。
- ③ 人件費以外の経費では、「リース料+材料費」という御蔵の湯のスキームが「虚構の産物」であったことを示している。
- ④ 遠隔地での研修・視察などに委託者側（町）の目が行き届かなかった。
- ⑤ 「りばあねっと」に「売掛金」等の債権を有する中小企業は多数にのぼり、「りばあねっと」の残した爪痕は深い。

VI 論点整理

入手した資料の検証と聞き取り調査の結果を踏まえて6つの論点（15項目）と「論点整理のまとめ」（5項目）として論述した。ただし、事案解明の最大の鍵ともいえる「りばあねっと」代表、岡田栄悟氏からの聞き取りが実現できなかったため、両論併記の形を取らざるを得なかった。

- (1) 緊急雇用創出事業委託に際しての論点
- (2) 「りばあねっと」の経理状況の点検時期に関する論点
- (3) 町監査委員による行政監査の結果に関する論点
- (4) 平成23年度緊急雇用創出事業の事業報告書にかかわる論点
- (5) 24年度緊急雇用創出事業の委託についての論点
- (6) 御蔵の湯の建設についての論点

* 「論点整理のまとめ」として5項目について検証をくわえた。

平成23年度事業費について、平成23年12月12日の時点から前金割合の規制を無視して100%支払っているが、100%の前金支払いをせざるを得なくなった事情、今後の事業費不足発生の恐れなどについて調査していれば、不適正な事業執行を発見できたし、それを受けて不適正な事業執行を改善させていけば、事業費使い切り問題も未然に防げ

たのではないか。

町監査委員の行政監査の結果を受け、事業の適正な執行に具体的に町が動いたのは平成 24 年 7 月 26 日以降であり、対応が遅すぎたことと対応に甘さがあったことは指摘しなければならない。

事業費は 100% 国費で賄われ、県も市町村も持ち出しがないため、事業の適正執行の監査や経理の適正処理の指導監督に厳密さが欠けていたのではないか。

平成 24 年度に「りばあねつと」が受託した事業は、金額ベースで町の緊急雇用創出事業全体の 64.6% を占めている。ものごとには「重要性の原則」があり、この場合は、金額の大きいものにより多くの注意を傾けるべきではなかったか。

【問題点】

- ① 23 年 12 月 12 日の 100% 前金払いは安易な決定であった。
- ② 24 年 7 月 26 日以降まで、町が適切な事業執行に具体的に動かなかった。
- ③ 事業費が 100% 国の資金で賄われていたため、町に気の緩みが生じた。
- ④ 「重要の原則」を尊ぶべきであった

Ⅶ 提言

1. 問題の本質をよく把握すること

岡田氏らが山田町に来たころ（23 年 3 月下旬）は、町はまだ混乱のさ中にあることは理解できる。

そのことを理解した上であえて言えば、「いくら混乱のさ中であっても、地方自治体として守るべき最低限の注意義務があった」はずである。もちろん最大の責任は、乱脈経理など放漫経営を行った岡田氏側にあるが、町が初期の段階で注意義務を怠ったことも混乱を招いた要因であった。結果的に、4 億 8 千万円の返還を県から求められる事態になったことを考えれば、当時の町長、副町長らの責任は重いと言わざるを得ない。

また、岩手県も 23 年度末の完了検査において、多額の「未払金」の存在を見逃しており、単年度会計を基本とする県としても注意義務を欠いたことになると思われる。

2. 山田町の信頼を早期に回復する努力をすること

今回の混乱によって山田町は内外からの信頼を失墜し、多くの町民は心を痛めている。

佐藤町長は 24 年 7 月に町長に就任したばかりで、就任早々に重い課題を突き付けられたが、町の信頼を回復するために、自ら先頭に立って問題解決に立ち向かっていただ

きたい。

具体的には、町の広報誌を使うなど、あらゆる手段を使って真実を町民に説明してほしい。

3. 責任追及については弁護士とよく相談すること

県が町に対して補助金の返還を求める金額も決まったが、この金額を「りばあねっと」に対して請求することは当然のことと思われる。この点については、町が委託している弁護士とよく相談して進めていただきたい。

「りばあねっと」や岡田氏に対して法的責任を問えるかについて、第三者委員会として結論を出す立場にはない。この点も弁護士と相談してもらいたい。

また、前町長・前副町長らに対する責任追及は、「政治的・道義的責任」ということになるだろうが、町民の納得するような「けじめ」の付け方について、慎重に検討していただきたい。

県に対しては、金額の減免など多少の交渉の余地はあるかも知れないが、町長みずから県に赴いて陳情するなど、あらゆる方法を駆使して折衝することも有効かと思われる。

4. 幹部職員の資質の向上に努めること

今回の調査等を通じて感じたことの一つは、役場内における「情報の共有」や「横の連携」「縦の信頼関係」などにも問題があったことである。

「情報の共有」のためには、単に会議を開けばよいということではなく、お互いに視野を広く持って、庁内全体の動きに関心を持つことなどが必要である。そのためにも、職員の資質向上が欠かせない。

たとえば、「単年度会計」という意識を強く持っていれば、23年度末の「未払金」は見抜けたはずである。これは、まさに公務員としての常識である。ここで問題にしていれば、その後の展開は変わっていたとも言える。結果的に、岡田氏に振り回されていた構図が浮かび上がる。

このような失態を招かないためにも、外部の専門家の意見も取り入れながら、職員の資質・能力の向上に努めると同時に、必要に応じて組織の再編なども考慮していただきたい。

5. 補助金の使い方にも厳しい目を持つこと

緊急雇用創出事業の財源は100%国の負担である。このことが、「雇用を生み出せば、

金はいくらでも来る」という安易な気持ちにつながった面も否めない。これは補助金行政全般についても言えることである。

もちろんすべての事業に目配りをするわけにはいかないが、たとえば町の委託事業のうち1億円を超えるものとか、上位5件とか独自の基準を作って、それらには厳しく監視の目を注ぐなどの施策をとることも考えてほしい。

県についても同じことを言っておきたい。「特に監視すべき委託事業」について、県は県なりに金額の上位10件とか、金額で5億円を超えるものを特別に監視するとか、なにか方策を考えてもらいたいと思う。

最近のニュースでも、補助金の不正受給等に関する話題が多い。「資金は国民の税金だ」という意識を県も市町村も強く持ってもらいたい。その上で、効果的な使い方に監視の目を向けていただきたいと思う。

以上5点を提言として申し上げた。今回のことを教訓にして、山田町が佐藤信逸町長を先頭に前に進んでいただきたい。一日も早く、この問題が解決することを望んでやまない。

以 上